

水道水中の放射性物質測定結果

【平成25年7月分測定結果】

(浄 水)

単位 : Bq/kg

検査年月日	西長沢浄水場			相模原浄水場			伊勢原浄水場			綾瀬浄水場		
	セシウム (Cs134)	セシウム (Cs137)	ヨウ素 (I131)	セシウム (Cs134)	セシウム (Cs137)	ヨウ素 (I131)	セシウム (Cs134)	セシウム (Cs137)	ヨウ素 (I131)	セシウム (Cs134)	セシウム (Cs137)	ヨウ素 (I131)
平成25年7月31日	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.5)	不検出 (検出限界値 0.6)	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.9)	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.8)	不検出 (検出限界値 0.6)	不検出 (検出限界値 0.8)	不検出 (検出限界値 0.6)
平成25年7月24日	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.8)	不検出 (検出限界値 0.6)	不検出 (検出限界値 0.8)	不検出 (検出限界値 0.8)	不検出 (検出限界値 0.5)	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.8)	不検出 (検出限界値 0.6)	不検出 (検出限界値 0.8)	不検出 (検出限界値 0.9)	不検出 (検出限界値 0.6)
平成25年7月17日	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.8)	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.6)	不検出 (検出限界値 0.9)	不検出 (検出限界値 0.6)	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.9)	不検出 (検出限界値 0.6)	不検出 (検出限界値 0.8)	不検出 (検出限界値 0.8)	不検出 (検出限界値 0.6)
平成25年7月10日	不検出 (検出限界値 0.9)	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.8)	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.8)	不検出 (検出限界値 0.6)	不検出 (検出限界値 0.5)	不検出 (検出限界値 0.8)	不検出 (検出限界値 0.7)
平成25年7月3日	不検出 (検出限界値 0.9)	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.8)	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.8)	不検出 (検出限界値 0.6)	不検出 (検出限界値 0.5)	不検出 (検出限界値 0.8)	不検出 (検出限界値 0.7)

(原 水)

単位 : Bq/kg

検査年月日	飯泉取水管理事務所			社家取水管理事務所		
	セシウム (Cs134)	セシウム (Cs137)	ヨウ素 (I131)	セシウム (Cs134)	セシウム (Cs137)	ヨウ素 (I131)
平成25年7月31日	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.8)	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.8)	不検出 (検出限界値 0.7)
平成25年7月24日	不検出 (検出限界値 0.6)	不検出 (検出限界値 0.8)	不検出 (検出限界値 0.6)	不検出 (検出限界値 0.8)	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.7)
平成25年7月17日	不検出 (検出限界値 0.6)	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.6)	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.6)	不検出 (検出限界値 0.7)
平成25年7月10日	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.6)	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.8)	不検出 (検出限界値 0.7)
平成25年7月3日	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.6)	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.8)	不検出 (検出限界値 0.7)

「検出限界値」は、放射能の特性として同じ機器で測定しても検体ごとに変動するため、測定ごとに検出限界値を示しています。
「不検出」とは、それぞれの検体に示される検出限界値未満であることを意味します。

厚生労働省が定める管理目標値は、セシウム (Cs134)、セシウム (Cs137) 合計で10 Bq/kg
ヨウ素 (I 131)については、規定なし

【平成25年4月～測定結果】

浄水、原水については、原則として毎週一回測定します。